

経営者保証を不要とする 保証の取扱いが出来る可能性があります

経営者保証

金融機関から融資を受ける際、経営者が会社の連帯保証人となることを経営者保証といいます。下記の3つの取扱いのいずれかに該当すれば、この経営者保証を不要とする保証の取扱いができる可能性があります。

信用保証協会における 経営者保証を不要とする3つの取扱い

金融機関 連携型

- ・ 取扱金融機関において、信用保証協会の保証を付さない、経営者保証を不要とし、かつ担保による保全がない融資残高がある(もしくは同じタイミングで上記と同内容の融資を行う)。
- ・ 「直近決算期において債務超過でないこと」かつ「直近2期の決算期において減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと」。
- ・ 法人と経営者との一体性解消が図られていることを取扱金融機関が確認している。 など

財務 要件型

- ・ 直近決算期において一定の財務要件を満たしている。
(「財務要件型無保証人保証制度」でのご利用となります。)

担保 充足型

- ・ 法人又は経営者が所有する不動産の担保提供があり、十分な保全が図られている。

事業者選択型経営者保証非提供制度

上記のほかにも、一定の資格を満たす場合に保証料率の上乗せをすることで経営者保証を不要とすることができる可能性があります。

